

仙掲示第4号

差押物件の還付公告について

下記記載の物件は、その返還を受けるべき者の住所（居所）が不明のため、還付することができないので、関税法第134条第2項の規定により公告します。  
なお、この公告の日から6ヶ月以内に還付の請求がない場合は、同条第3項の規定によりその物件は、国庫に帰属します。

記

差押		差押物件		返還を受けるべき者	
年月日	場所	品名	数量	氏名	住所（居所）
平成30年 4月23日	宮城県名取市下増田字南原無番地 仙台空港国際線旅客ターミナルビル内横浜税關仙台空港税關支署旅具検査場第2検査場	金地金	1塊	不明	不明

令和2年9月11日

仙台空港税關支署長 山本 祐司

主管課 仙台空港税關支署統括監視官（第1部門担当）
取扱責任者 小林 賢臣
掲示期間 令和2年9月11日～令和2年9月25日